

議案 1

景観重要樹木の指定について

景観法第28条に基づき、下記樹木を景観重要樹木に指定しようとしていることから、さいたま市景観条例第26条第1項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

樹木の名称	大砂土東小学校のマツ（2本）
所在地	さいたま市見沼区大和田町二丁目998番地
所有者の住所及び氏名 （法人にあつては所在地並び に名称及び代表者の氏名）	さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 さいたま市 さいたま市長 清水勇人
写真	1本目（2代目）  2本目（令和3年植え替え、3代目） 

【参考】

1 景観重要樹木指定制度の概要

- ・景観法に基づき、良好な景観の形成を促進することを目的に指定する制度です。
- ・景観行政団体の長（市長）は景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木について景観重要樹木として指定することができます。
- ・景観重要樹木は、個性ある景観づくりの核として地域の景観形成を促進することを目的とします。

2 指定候補の概要及び指定理由

大砂土東小学校は昭和7年、松林であったところに校舎を建設し、開校しました。建設時に松林の景観を残すため、校庭に松の木を残しました。

開校当時の松は枯死してしまいましたが、現在2代目、3代目として、卒業の記念や、PTAからの寄贈などにより、植え替えを行い、現在の樹木となっています。

今回指定候補の1本目（2代目）の樹木は樹高もあり、周囲の道路や住宅からも松の特徴的な樹容が望見可能となっています。2本目（3代目）の樹木は昨年度植え替えを行ったため樹容は大きくありませんが、地域の象徴的な景観を継承しているよい例であると考えます。

さらに、同校では校歌および校章、PTA会誌の名称等に松が使われており、同校の在校生、卒業生にとって思い出に残る樹木です。

また、学校の南側の住宅地には「松の子の森自然緑地」があり、地域を通じて松を大切にしています。

開校前の象徴的な景観を継承し、現代へ伝え続けていること、地域とともに松を大切にしていることから、地域の良好な景観形成の核となる樹木であると考えます。

3 指定の手続き

令和4年	9月	指定候補（案）の選定
	10月	所有者との事前協議 所有者への意見聴取
	11月21日	さいたま市景観審議会
	12月以降	指定、告示

4 指定後の取組・効果

- （1）周辺地域において、松のある良好な景観が受け継がれていきます。
- （2）景観継承事例として情報発信を行っていきます。
- （3）PR活動を通して地域住民の意識醸成・地域への関心向上を図ります。

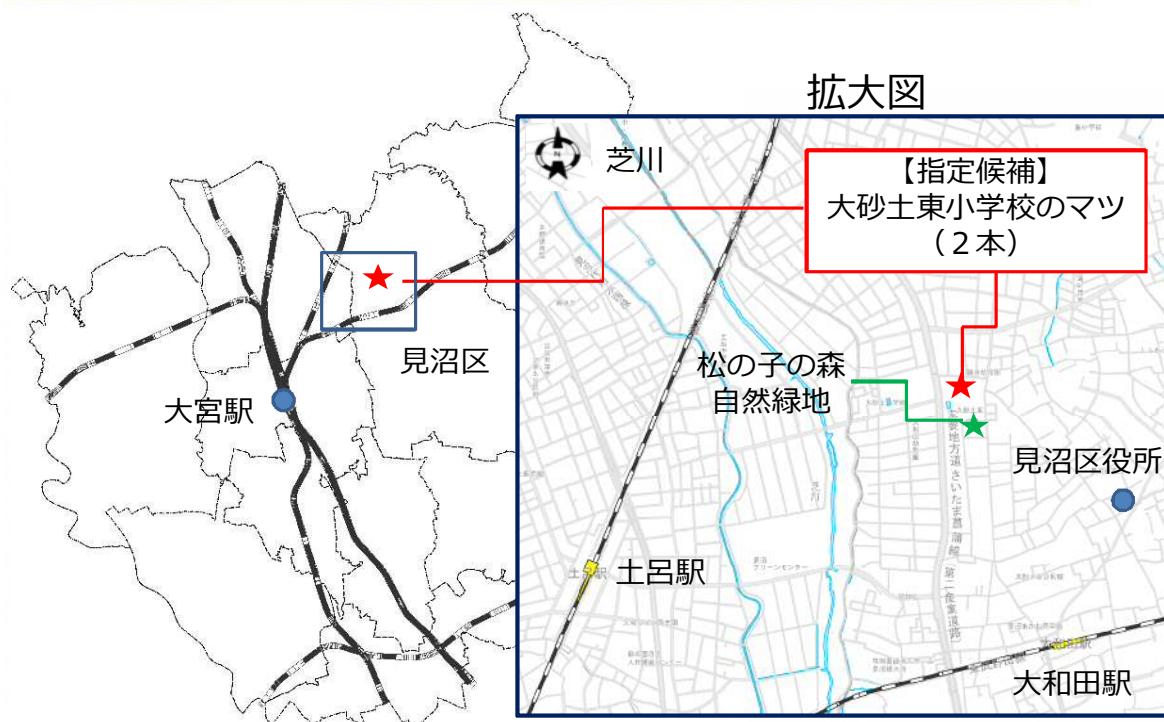
5 さいたま市の景観重要樹木

樹木の名称	場 所	指定年月日	指定番号
岩槻小学校のイチヨウ	岩槻区	平成 22 年 12 月 17 日	第 1 号
JR 西大宮駅北口駅前広場のシンボルツリー ツガ・ケヤキ	西 区		第 2・3 号
JR 土呂駅東口駅前広場のアカマツ (3 本)	北 区	平成 31 年 3 月 27 日	第 4 号

○指定候補の位置



さいたま市



さいたま市の 景観重要建造物・樹木



ホームページから
景観重要建造物・樹木の
説明や所在地が
ご覧いただけます。

景観重要建造物・樹木を 観て、まちを楽しもう！

景観上重要な建造物又は樹木を地域の個性ある
景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を
図っています。



▲地域中核施設プラザノース



▲大宮区役所
・大宮図書館



▲氷川の杜文化館

北 区

▼JR土呂駅東口駅前広場の
アカマツ（3本）



▲盆栽四季の家



岩槻区

岩槻人形博物館▶
(R2.12.1指定)



◀岩槻小学校の
イチヨウ
(※小学校敷地内に無断で
立ち入らないでください。)

▲岩槻本丸公民館
・岩槻温水プール

緑 区

▼浦和博物館



見沼区

旧坂東家住宅▶
見沼くらしっく館



西 区



JR西大宮駅
北口駅前広場の
シンボルツリー
▲ケヤキ ▼ツガ



桜 区

◀地域中核施設
プラザウエスト
・記念総合体育館



指定件数：景観重要建造物10件、景観重要樹木4件(R4.3.31現在)